

## 発注者支援業務等におけるよくある質問と回答

項目	質問	回答
1 業務打合せ回数について 【調査設計資料作成業務】	特記仕様書第〇条に記載された業務打合せ回数は、業務開始時及び業務完了時も含まれると考えて良いか、ご教示ください。	業務着手時及び業務完了時の打合せも含まれます。
2 業務に使用するパソコンの仕様及び電算機使用経費について 【工事監督支援】	特記仕様書第〇条に、電算機使用経費は直接人件費 ■%と記載されていますが、同条に記載されていないアプリケーションを発注者から求められた場合は、変更契約の対象となると考えて良いか、ご教示ください。	契約変更の対象となります。
	特記仕様書 第〇条 電算機使用経費について、直接人件費から率計上する際に、除外すべき項目・種別等はありますか。	電算機使用経費の率計上では工事監督支援業務積算基準による、打合せ、業務計画、工事管理、工事監督支援（指揮・監督業務、担当技術者）に係る人件費全てが対象となります。
3 鉄道運賃改定について 【調査設計資料作成業務】	本業務は、2026年3月18日より改定予定の運賃が適用されるか、ご教示いただけますでしょうか。	入札書提出期限日時点の運賃を適用することになります。
4 設計共同体について	対象工事別に業務分担を行った設計共同体は認められますでしょうか。	工事別の設計共同体は認められません。 ※本説明会資料「資料-2」p16 参照
	出張所別に業務分担を行った設計共同体は認められますでしょうか。	出張所別の設計共同体は認められます。 ※本説明会資料「資料-2」p16 参照